

令和3年度  
障害福祉活動支援助成金  
募集要項



本助成金は、できるだけ早く施設・団体が事業を実施できるようにするため、令和3年度予算の確定前に募集を行います。

したがって、申請後に本助成金の予算や内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

## 1 助成金の趣旨

障害福祉活動支援助成金は、財団法人長谷川身体障害者福祉財団からいただいたご寄附を原資に、市内の障害者施設及び団体の活動を支援することを目的に交付するものです。

## 2 助成対象施設・団体

助成の対象となるのは、川口市内に所在し、原則として次の(1)(2)のいずれかに該当する施設・団体です。

ただし、公序良俗に反する行為を行っている、暴力団等に関与している、または障害福祉活動支援助成金の目的に合致しない施設・団体は除きます。

- (1) 非営利法人が運営する、主に障害者を対象に活動する施設
- (2) かわぐちボランティアセンターまたはかわぐち市民パートナーステーションに適正に登録され、川口市内において主に障害者を対象に活動し、現に活動実績のある団体

## 3 助成対象事業と助成種別

### 〈助成対象事業〉

助成の対象となる事業は、原則として川口市内において主に障害者を対象に実施する事業及び障害者福祉の向上に資する事業です。

### 〈助成種別〉

助成の種別として、次の2種類があります。どちらかを選んで申請してください。

- (1) 備品購入  
施設・団体が通常行っている福祉事業に用いる備品の購入費等の助成
- (2) 社会福祉事業  
施設・団体が特別に行う福祉事業に要する事業費の助成

## 4 助成対象外事業

次の各号のいずれかに該当する事業は、助成の対象としません。

- (1) 国又は地方公共団体、企業、財団等の他の制度による助成を受けている事業
- (2) 政治及び宗教活動を目的とした事業
- (3) 営利を目的とした事業(事業による収益が団体の活動資金になるもの)

## 5 助成の要件と助成額

### (1) 備品購入

要件	<p>①助成の対象となる備品の要件は以下の全てを満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>施設・団体が通常行っている福祉事業において直接使用する物品</li> <li><input type="checkbox"/>相応の期間にわたって継続的に使用する物品</li> <li><input type="checkbox"/>助成年度内に購入する物品</li> <li><input type="checkbox"/>原則として単価が10,000円以上の物品</li> </ul> <p>②助成対象経費は備品費とする。</p> <p>【例外】以下の物品等（消耗品）については、地域福祉推進委員会の審査において助成の適否を判断しますので、申請前に必ず担当者に相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■10,000円以下の物品で、その本来の用途として繰り返し継続的に使用するもの（スプーン・皿などの食器類、調理器具など）。</li> <li>■PRや宣伝効果が得られるもの。 （店舗名の入った袋・包装紙など） ただし、配布を目的としたものは認めない（チラシ・カレンダー、店舗名の入ったグッズなど）。</li> </ul>
助成額	100,000円以内で、助成対象経費の10分の8を限度とする。

### (2) 社会福祉事業

要件	<p>①助成の対象となる事業の要件は以下の全てを満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>施設・団体が特別に行う福祉事業 （通常事業以外の行事・講座など）</li> <li><input type="checkbox"/>助成年度に完結する事業</li> </ul> <p>②助成対象経費は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>原則的に諸謝金、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、会場費、原材料費とする。</li> <li><input type="checkbox"/>その他、事業を行ううえで必要となる経費がある場合は、地域福祉推進委員会の審査において助成の適否を判断する。</li> <li><input type="checkbox"/>施設・団体の運営経費にあたるものは認めない。</li> </ul>
助成額	100,000円以内で、助成対象経費の10分の8を限度とする。

## 6 助成限度回数

- 助成の種別に関わらず、原則として各年度において申請できるのは、1施設・団体につき1事業です。
- 各年度において同一法人が複数の申請を行うことは認めません。
- 助成を受けた初年度を含め、3力年の間は連続して助成を申請することができます。なお、その後1年間の期間を経た後であれば、再度申請することができます。



※令和3年度に助成を受けた場合、令和5年度まで助成申請が可能となります。その後、1年期間を空ければ令和7年度から再び申請が可能となります。

## 7 申請に必要な書類

この助成金の申請には次の書類が必要になりますので、すべて揃えて提出してください。

①様式第1号「助成金交付申請書」	社協の指定様式で提出。 ②は、助成種別で様式が異なります。
②申請内容説明書	
③R2収支予算書	総会資料等でも可 ③～⑥は、申請時に最も近い年度のものとなります。
④R2事業計画書	
⑤R1収支決算書	
⑥R1事業報告書	
⑦パンフレット等、施設・団体の活動がわかるもの	
⑧会則、役員名簿	見積書が必要となるものは、P6予算科目説明書を参照。
⑨見積書（備品購入費の助成、印刷の発注等）	

**※事業終了後、所定の報告書及び領収書を提出していただきます。**

## 8 注意事項

- 助成事業の予算や助成金の使途が申請時と実態とで大きく異なる場合、助成金の交付後に返金していただく場合があります。できるだけ正確に予算を組んで申請するようにしてください。
- 書類の不備がないよう、前ページの表をもとに、よくご確認ください。
- 申請後、申請内容の確認のため、担当が施設・団体に伺うことがあるので、ご了承ください。
- 社協の会計年度の予算内で助成金を交付していますので、各施設・団体からの申請総額が社協の予算額を超える場合は、審査において交付額の調整をします。

### ◆募集要項・申請書類配布期間

令和3年1月12日（火）～2月19日（金）

- 期間内に、市社協窓口（川口市役所青木3丁目分室2階企画総務課、かわぐちボランティアセンター）で配布します。
- データで申請書を希望されるかたは、下記のアドレスに「施設・団体名」「担当者名」「電話番号」「申請予定の助成種別」を明記してメールを送ってください。その後、メールで返送します。
- 2月19日を過ぎて申請書の配布は行いません。

### ◆申請受付期間

令和3年2月1日（月）～2月26日（金）（土・日曜、祝日除く）

- 申請は川口市役所青木3丁目分室2階 企画総務課に直接お持ちください。郵送やFAXでは受け付けませんので、必ず事前に電話し、担当者と日時を合わせたくえお越してください。
- 2月26日を過ぎて申請は受け付けません。

※助成金に関する相談は川口市役所青木3丁目分室2階 企画総務課（下記担当）のみで受け付けます。細かな条件がありますので、ご不明の点はお問い合わせください。

### ◆審査

令和3年3月中旬～下旬を予定

### ◆助成金の交付

令和3年4月中旬～下旬を予定

#### 問い合わせ

川口市社協 企画総務課 担当 西 高野（沙）

住 所 川口市青木3-17-11 川口市役所青木3丁目分室内

TEL 048-252-1294 FAX 048-256-4344

E-mail [kwgc-syakyo@kawaguchisyakyo.jp](mailto:kwgc-syakyo@kawaguchisyakyo.jp)

◆過去3年間の助成事業の例（H30年度～R2年度）

〈備品購入〉

年 度	備 品 名
H30	卓上ミキサー
	ディスプレイ棚
R1	スライサー
	作業用白衣
	ロッカー
R2	インクジェットプリンター
	ノートPC、イベント用テント・重り・鉄板
	作業用白衣
	めん棒・食品用番重

〈社会福祉事業〉

年 度	事 業 名
H30	中途失聴・難聴者対象手話教室
R1	ふれあい料理講習会（視覚障害者と地域住民の交流）
R2	中途失聴・難聴者対象手話教室
	ふれあい料理講習会（視覚障害者と地域住民の交流）

備 品 購 入

作業用白衣（上下）の購入



焼菓子の製造販売をしております。厨房内で着る作業用白衣の購入に助成金を活用しました。衛生環境の整備に繋げることができたことと、みんなと一緒に白衣を着ることで、作業意欲がとても向上しました。

社 会 福 祉 事 業

ふれあい料理講習会の様子



視覚障害者と地域住民の交流を目的に、月1回ふれあい料理講習会を行いました。主に講師の謝金や材料費に助成金を活用しました。

◆収入

科 目		内 容
本助成金		障害福祉活動支援助成金の申請額
団体の 自主財源	団体予算 充当金	団体の予算から申請事業に充当する額
	会員負担金	団体の会費とは別に、申請事業のために会員から特別に徴する負担金
	その他 確保資金	町会や地元企業などからの、制度によらない助成金や協賛金、寄附金
参加者負担金		申請事業の参加者から徴する参加費などの負担金

◆支出

科 目	内 容	備 考
諸 謝 金	講師やアドバイザーなどへの謝礼金。上限額は社協の基準に準じ、基本的に交通費を含める。	P7参照
消耗品費	事務用品など、単価が1万円未満の物品。 研修会や講演会などの事業で参加者に配布する飲料や、視察受入先への謝礼品（2,000円程度）も含める。 ※PRや宣伝効果が得られるものは、申請時に必ず見積書を添付する。	
備 品 費	単価が1万円以上の物品。※申請時に必ず見積書を添付する。	
印刷製本費	コピーなどの印刷代。 コピー：10円/枚 印刷：マスター40円/版、1円/枚 ※印刷業者にチラシ等の印刷を発注する場合、申請時に必ず見積書を提出すること。	
通信運搬費	切手代、メール便などの送料。	
保 険 料	ボランティア保険の加入料。 行事保険のみ認め、活動保険は個人負担で加入するものとする。	
会 場 費	会場の使用料で、マイクなどの設備の使用料も含める。 打合せやリハーサル、前日準備に係る使用料も認める。	
原材料費	調理した食事等を供する場合の材料費。	
会 議 費	認めない。事前打ち合わせや行事の当日に講師やボランティアなどに供する飲食代は助成対象外経費とする。	
交 通 費	認めない。ただし、研修等のバスの借上げ料など、特別に必要がある場合は事業の目的や内容に基づいて可否を審査するので、事前に社協担当者に相談する。 ※この場合、申請時に必ず見積書を提出すること。	
入 場 料	認めない。	
燃 料 費	認めない。ただし、特別な事情がある場合については、地域福祉推進委員会において適否を決める。	

謝 金 基 準

大区分	中区分	細区分	金 額	備 考
学 校 関 係	大 学	教授・准教授	25,000	国立・公立・私立
		講師・助手	20,000	非常勤を含む
		研究員	15,000	(元教授・助教授・講師も同額支給)
	小 中 高 幼	学校長・教頭・園長	12,000	高等専門学校・盲学校・聾学校・養護学校を含む
		その他	10,000	（元学校長・教員等も同額支給）
	専 門 学 校	学校長	18,000	学校教育法に定める各種学校
その他		15,000	(元学校長・教員等も同額支給)	
官 公 庁	国家公務員	課長級以上	20,000	裁判所・検察庁等含む
		その他	15,000	研究所研究員等は課長級以上とする
	地方公務員	課長級以上	15,000	県指導主事、社教主事は課長級以上とする
		その他	10,000	本市職員は本務以外の場合に支給
	各種委員等	教育委員等	15,000	教育委員・人権擁護委員・調停委員
		その他	10,000	公民館運営審議会委員・民生委員 等
法 人	新聞・放送 出版・会社	課長級以上	20,000	編集長・論説委員 等
		その他	15,000	パソコン講師 記者 編集員 等
個 人	専門的知識 技 能 者	有資格者等であり専門性の非常に高い分野で著名であること	25,000	医師・弁護士・司法書士・公認会計士・税理士・弁理士・政治家（国から市町村議員まで）・教育・作家・落語家・漫談家・浪曲師 等
		有資格者等であり専門性の高い分野であること	20,000	行政書士・保健師・助産師・看護師・薬剤師・社会保険労務士・作業療法士・管理栄養士・保護監察官・消費生活・経営・住職・牧師 等
		有資格者等であり専門性の分野であること	12,000	栄養士・調理師・理学療法士・介護支援専門員・理容師・簿記・珠算・按摩・はり・きゅう師・トレーニング指導員・社会教育主事・W指導員等
趣 味 ・ 実 務	趣味・実務 関係講座等	学習者の認識が趣味の領域内であること、また、学級講座が終了後クラブ化することが明確である場合	8,000	ワリガ、トース、校正・デザイン、華道・茶道・書道・パズル・手芸・和裁・洋裁刺繍・詩吟・俳句・着付け・民謡・民踊・絵画・陶芸・ヨガ・ダンス・楽器演奏・声音家・折紙・料理・写真・人形・盆栽・園芸・ヨガ・柔剣道・太極拳・演劇・手品・囲碁・将棋・野鳥の会・研究者・愛好家 等
団 体		社会教育関係団体等に講師を依頼する場合	18,000	
子 育 て		保育指導員	6,000	子育て教室等の保育指導者
助 手		講師等の助手	2,000	講師の助手・坐徒等
ボ ラ ン テ ィ ー		奉仕活動者	2,000	託児等（1時間 1,000円）

※備考1 この基準表は、1回2時間として算定している。

※備考2 この基準表は目安であり、この額を超える場合は地域福祉推進委員会において適否を判断する。